学校生活のきまり

- Ⅰ 頭髪・服装・身なり・持ち物
 - (I) 高校生らしい服装・頭髪・身なりとし、清潔を保つ。他校の制服を着てこない。 校舎内では、帽子、マフラー、ネックウォーマー等は外す。
 - (2) 校舎内では定められたスリッパを履き、体育館においては、体育館シューズ を履く。下足で校舎内に立ち入らない。
 - (3) 式典には、スーツ、ジャケット等を着用する。 ただし、夏季は襟のあるシャツのみでよい。
 - (4) 授業・部活動等に必要ないものは携行しない。化粧品、ゲーム機、雑誌類、菓子、ガム等は持ち込みを禁止する。
 - (5) 被服、携行品、学用品にはすべて記名する。管理は各自が責任を持つ。
 - (6) 必要以上の金銭を持参しない。貴重品はロッカーに入れて鍵をかけるか、担任等に預ける。
 - (7) 授業中は、携帯電話を使用しない。電源を切るか、マナーモードにする。

2 あいさつ・礼儀

- (I) 先生、学校来訪者には礼儀正しく接し、明るくはっきりとした挨拶をする。生 徒相互においても、積極的に挨拶をする。
- (2)正しい言葉遣いをする。特に職員室においては、敬語の使用を心掛ける。
- (3) 男女間においては、特にお互いの立場を理解し、節度ある生活をする。

3 校内生活

- (1) 登校後、所在不明になるような行為は絶対にしない。許可なく校外に出ない。
- (2) 必要がない場所にむやみに立ち入らない。ベランダ・屋上に出ない。
- (3) 食堂では清潔さを保ち、使用時間を守る。騒いだり、走ったりしない。
- (4) 教室は、全日制との共用であることを理解し、丁寧に使用する。ゴミは分別して、定められた場所に捨てる。
- (5) 特別な時または許可された者以外はエレベータを使用しない。
- (6) 最後に教室を出るものは、戸締り、消灯、エアコン停止を確認する。

4 授業

- (I) 無断で中抜けをしない。
- (2) 授業中は、飲食をしない。
- (3) 周囲に迷惑を及ぼすような行為をしない。真面目に授業に取り組む。

5 部活動

- (1) 部活動登録は、1部活動までとする。
- (2) 部活動を通して、望ましい人間関係のあり方を学ぶとともに、心身の成長につなげる。
- (3) 活動時間は、原則授業終了後から午後9時40分までとする。それ以外の活動については、部活動顧問の指示に従う。
- (4) 登録費、大会参加費、交通費等については、部活動顧問の指示に従う。
- (5) 素行不良、非行、著しい成績不振などがあった時は、活動禁止、対外試合参加禁止とする。

6 危険・トラブル防止

- (1) 先生の許可なく校内で火気、電気を使用しない。
- (2) 校舎内に設置してあるスイッチ、消火器等みだりに手を触れない。破損した場合は必ず申し出る。
- (3) 拾得物や紛失、盗難があったときは、すみやかに先生に届け出る。
- (4) 生徒相互の金銭の貸借、他人の所有物の無断使用はしない。
- (5) けんか、暴力行為、恐喝等、安全を脅かす行為は絶対しない。
- (6) 災害、危害が発生したときは、すみやかに先生に連絡する。
- (7) 無断で校内にポスター等を掲示したり、集会を催したりしない。

7 日課外登校

- (1) 午後5時以前に登校した場合は、先生に申し出て指示を受ける。
- (2) 学校休業日(家庭学習日を含む)は原則として校舎に立入ることはできない。 ただし、監督の先生の指示がある場合はこの限りではない。